



(工業) 調査表乙

第 號

※

此ノ調査表ハ三遍提出スルコト
各欄及裏面ノ記入注意ヲ熟讀ノ上記入スルコト

◎欄ハ道府縣廳ニ於テ記入スルコト
裏欄ハ記入ヲ要セズ

| | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|---------|----------------|---------------|--------------|-----------------------------|-------|----------------------|------|----------|---------|---|
| 1 工場名 | | | | | 2 電話番号 | | | 備考 | | | |
| 3 工場所在地 | | | | | | | | | | | |
| 4 事業開始年月 | | | 年 | 月 | 5 主要事業 | | | | | | |
| 6 従業員 (十二月末日現在) | 種 類 | 男 | 女 | 計 | 13 原 動 機 (十二月末日現在) | 種 類 | 實馬力數別 | 操業臺數 | 休止及豫備ノ臺數 | 計 | |
| | | 事務ニ従事スル者 | | | | | 馬力ノモノ | | | | |
| | | 技術ニ従事スル者 | | | | | 馬力ノモノ | | | | |
| | 計 | | | | | 馬力ノモノ | | | | | |
| | 職 工 | 十六歳未満 | | | | | 馬力ノモノ | | | | |
| | | 十六歳以上 五十歳未満 | | | | | 馬力ノモノ | | | | |
| | | 五十歳以上 | | | | | 馬力ノモノ | | | | |
| | | 計 | | | | | 馬力ノモノ | | | | |
| | 其ノ他ノ従業者 | | | | | | 14 | 種 類 | 操業數 | 休止及豫備ノ數 | 計 |
| | 7 労働消費 | 四 期 別 | 平均一日 使用職工數 | 平均一日 労働時間 | | 作業日數 | 作 業 機 械 (十二月末日現在) | | | | |
| 1月 - 3月 | | | | | | | | | | | |
| 4月 - 6月 | | | | | | | | | | | |
| 7月 - 9月 | | | | | | | | | | | |
| 10月 - 12月 | | | | | | | | | | | |
| 資金支拂總額 (一月一日ヨリ十二月末日迄) | | | | | | | | | | | |
| 職工一人一日當 費 額 | | 男 | 女 | 錢 | | | | | | | |

昭和 年 月 日提出

記入注意

一 一般事項

- 1 本調査票は工業調査規則第二条に該當する工場に限り之を提出すること 尙休業中ものは備考欄に休業の時期及休業前の職工數(工業主又は之と雇傭關係なき者に於て職工の作業を爲すものを含む)を記入すること
- 2 本調査票に記入する數字は1・2・3等の如きアラビヤ數字を使用すること

二 工場名

- 1 例へば鈴木紡績株式會社兵庫工場、今織物場等の如く當該工場の稱呼を記入すること
 - 工場に特別の稱呼なき場合には其の工場の主なる事業及工場主の氏名又は名稱等に依り假に名稱を附して記入すること 例へば中村レンズ工場、吉田組染物工場といふが如し
- ## 三 工場所在地
- 都道府縣郡市町村番地其他之に準べきものを記入もること

四 事業開始年月

- 1 事業繼承又は營業組織變更の場合と雖も其の工場の最初の事業開始の年月を記入すること
- 2 事業を變更したる場合には本調査票に記入したる主要事業を開始したる年月を記入すること

五 主要事業

- 工業分類表に依り當該工場に於ける事業を記入すること 例へば織物業に在りては純綿織物業、綿絲との交織絹織物業、ステープルファイバー織物業等と區別して記入し、原動機を製造する工場に在りては蒸氣機關製造業、内燃機關製造業、水車製造業等と區別して記入するが如し 尙當該工場が二種以上の事業を併せ営む場合は其の各々生産額の多少設備の大小等を參照して主要と認めらるる事業一種を記入すること

六 従業者數

- 1 従業者には工業主又は之と雇傭關係なき其の家族の者で工場の業務に従事するものを含む
- 2 職員數
職員とは工場の事務又は技術に直接従事する者をいふ 事務と技術とを兼務する者に付ては其の主たる職務に依り何れか一方のみに記入すること
- 3 職工數
職工とは當該工場に於て其の目的とする作業の本體たる業務に付労働に從事し又は直接に其の業務を助成する爲労働に従事する者(職工長、係長、工長、普通職工、臨時職工、日雇職工等)をいふ 徒弟及職人は職工と看做す 年齢は數へ年は依らず満年に依ること

- 4 其他の従業者數
其他の従業者と 給仕、小使、門衛、掃除夫、賄方、運搬夫其他工場建設物の修理等に従事する大工、左官等をいふ

七 労働消費

- 1 平均一日使用職工數欄には毎日使用職工數(工業主又は之と雇傭關係なき者にして職工の作業を爲すものを含む)の一日當平均を各期別に記入すること 但し端數を切捨てること

八 賞銀支拂總額

- 1 賞銀の總額を記入すること
- 2 賞收賞銀には手當、歩増、賞與等を含む
- 3 賄、被服、住居等實物を給與する場合には於ては其の價額を見積り之を合算記入すること
- 4 職工一人一日當賞收賞銀

九 賃收賃銀

- 1 十六歳以上四十歳未満の職工(雇傭關係ある者に限る)の賃收賃銀に付ては調査期間中に於ける一人一日の平均額を性別に記入すること
- 2 賃收賃銀に付ては前項2・3に同じ
- 3 平均賃銀は錢單位とし錢未満は切捨てること

十 原料及材料總使用額

- 1 生産の爲め使用せられたる原料及材料全部の總價額を記入すること 原料及材料として購入したものと雖も調査期間内に使用せざるものに付ては記入せぬこと
- 2 自家生産に係るものと雖も原料及材料として使用したるものは之を記入すること
- 3 價額は購買價額に依ること 但し自家生産に係る原料及材料の價額は市價に依り之を計算すること
- 4 加工又は修理の委託を受けたる工場にありては受託工場持主の原料及材料のみを記入すること 例へば綿布の染色を委託されたる工場にありては染料、藥品、糊料等を記入し綿布の索地は之を記入せぬこと

十一 原料及材料使用額

- 1 其の工場に於ける主たる原料及材料がある場合は之に付ても記入すること
- 2 數量の單位は成さべく指定したるものに依ること 樽又は箱の如き慣用の單位に依る場合は其の内容の説明を備考欄に附記すること
- 3 自家生産に係る原料及材料並に其の價格に付ては前項2・3・4に同じ

十二 生産額

- 1 調査期間内に實際生産したるものの總額を工業分類表に依り區別して記入すること 例へば製絲業にありては之を生絲、玉絲、野蠶絲、生皮等並に「鬘斗絲及其ノ他」製絲屑物に區別し、和酒醸造業にありては之を精酒味淋、燒酎等に區別し所定の數量單位に依り記入すること
- 2 自家生産に係るものにして直に其の工場に於て原料及材料並に燃料及動力として使用する場合其の使用したるものを別欄に記入し「自家使用」と附記すること 例へば棉花を購入して綿布を製造する工場にありては其の製造過程にある綿絲は工業分類表に指定しあるを以て生産品名欄に綿絲(自家使用)と記入し生産額欄には其の數量及價額記入すること 尙製品たる綿布にして當該工場の職工等の衣類其他に自家使用するものは之を記入せぬこと
- 3 數量の單位は工業分類表に記載する所に依ること 樽、箱、束、桶、叭、壘の如き慣用の單位に依る場合は其の内容の説明を備考欄に附記すること
- 4 工業分類表に數量單位を記載せざるものは價額のみを記入すること
- 4 價額は調査期間内に生産したるもの内實際販賣済みの

ものに付ては工場渡し値段に依り、未だ販賣せざるものに付ては十二月末日の市價に依り合算記入すること。但し圓單位とし端数は切捨てること。

自家生産に係るものとして直に其の工場に於て原料及材料並に燃料及動力として使用するものの價額は生産當時の市價に依り之を計算すること。

委託仕事として他の工場に出し當該工場に於ては何等製造、加工又は修理を爲さざる生産品に付ては記入せぬこと。

他人の委託を受け其の提供に係る物を主たる原料又は材料として製造、加工又は修理を爲したる場合は之を別品目として價額の欄に製造又は加工の場合は「加工賃」、修理の場合は「修理料」と明記したる上其の金額を記入すること。

數量に付ては前掲3に同じ但し雑多の物件を製造、加工又は修理する場合等の如く數量を記入すること著しく困難なるときは其の記入を省略するも差支なし。

當該工場に於ける生産品の十二月末日現在に於て在庫せざるものときは其の在庫額を工業分類表に依り區別して記入すること。

數量に付ては前掲に同じ。

價額は十二月末日の市價に依り計算すること。

電動機、蒸氣機關、蒸氣タービン、ガス機關、石油機關、タービン水車、ベルト水車及日本型水車の内何れかの原動機を有する場合に限り之を記入するものとし先づその種類を記入し其の實馬力毎に操業中のものと休止及豫備のものとの區別して記入すること。例へば電動機十馬力のもの十五臺、五馬力のもの三臺ある場合に十馬力の操業中のもの十四臺、十馬力の休止及豫備のもの一臺五馬力の操業中のもの二臺、五馬力の休止及豫備のもの一臺等の如く記入すること。

原動機には送電機及蒸氣罐を含めぬ。

實馬力数は小数點以下一位迄とし未滿は切捨てること。

主要作業機械及設備表に記載せる機械及設備を有する工場は其の事業の種類を問はず總て同表に依り機械及設備に付其の數を採業中のものと休止及豫備のものとの區別し所定の單位に依り記入すること。

| 原 動 機 | 種 類 | 實馬力 | 操 業 中 | 休 止 及 豫 備 | 計 |
|-------|------|-----|-------|-----------|----|
| 電 動 機 | 10馬力 | 14 | 1 | 1 | 15 |
| 蒸 氣 機 | 5馬力 | 2 | 1 | 1 | 3 |

主要作業機械及設備表に記載せる機械及設備を有する工場は其の事業の種類を問はず總て同表に依り機械及設備に付其の數を採業中のものと休止及豫備のものとの區別し所定の單位に依り記入すること。

主要作業機械及設備表に記載せる機械及設備を有する工場は其の事業の種類を問はず總て同表に依り機械及設備に付其の數を採業中のものと休止及豫備のものとの區別し所定の單位に依り記入すること。

| 種 類 | 採 業 中 | 休 止 及 豫 備 | 計 |
|---------------|--------|-----------|--------|
| 粉 絲 精 粉 機 | 3,200臺 | 800臺 | 4,000臺 |
| 綿 花 機 | 7臺 | 3臺 | 10臺 |
| 船 力 機 械 及 設 備 | 1臺 | 1臺 | 2臺 |

燃料及動力使用額
本欄記載の品目を燃料及動力(電力に付ては燈用を含む)として使用したる場合に限り其の數量及價額を記入すること。

自家生産に係るものと雖も燃料及動力として使用したるものは之を合算記入すること。電力及ガスに付ては自家發生に係るものと他より供給を受くるものとを區別して記入すること。

電力及ガスの自家發生に要したる燃料も該當品目中に合算記入すること。

石油とは揮發油、輕油、燈油及重油をいふ。

價額は購買價額に依ること。但し自家生産に係る燃料及動力の價額は市價に依り之を計算すること。

當該工場が其の業務に關し加入せる團體ある場合は其の團體名を記入すること。例へば何々統制會、何々統制組合、何々工業組合等の如く記入すること。

尙當該工場が其の業務に關し二以上の團體に加入し居る場合は各團體名を列記すること。

工業主とは其の工場が自己の工場たるその他より賃借したる工場たるを問はず其の營業主をいふ。

工場主は其の住所及氏名又は名稱を記入し其の印章を押捺すること。但し捺印は責任ある工場管理者の印章を以て之に代ふることを得。

工業調査規則
資源調査法第一條ノ規定ニ依リ工業調査規則左ノ通定ム

工業調査規則
第二條 當時五人以上ノ職工(工業主又ハ之ト雇傭關係ナキ者ニシテ職工ノ作業ヲ爲スモノヲ含ム)ヲ使用スル工場(作業場ヲ含ム)ノ工業主ハ工場毎ニ毎年別記様式第二號ニ依リ調査票乙至通ニ該當事項ヲ調査記入シ翌年一月末日迄ニ其ノ工場所在地ノ市町村長ニ之ヲ提出スベシ

前項ノ調査票ニ調査記入スベキ事項中原動機、作業機械及設備並ニ原料及材料ノ種類ニ付テハ別ニ之ヲ定ム

第一項ノ調査票ニ調査記入スベキ事項中生産品名及主要事業ハ別ニ定ムル分額ニ依リ區分シテ之ヲ記入スベシ

第五條 工業調査員ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ調査票用紙ノ配付、調査票ノ蒐集其ノ他之ニ關聯スル事務ニ從事ス(參照)

昭和四年四月二十二日法律第五十三號資源調査法(抄)
第一條 政府ハ人的及物的資源ノ調査ヲ爲ス必要アルトキハ個人又ハ法人ニ對シ之ニ關スル報告又ハ實地申告ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ資源調査ノ範圍、方法其ノ他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 第一條ノ規定ニ依リ命ゼラレタル報告若ハ實地申告ヲ爲サズ又ハ虛偽ノ報告若ハ實地申告ヲ爲シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條 當該官吏若ハ吏員又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ニ依リ職務執行ニ關シ知得シタル個人又ハ法人ノ業務上ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス當該官吏又ハ吏員第三條ノ規定ニ違反シタルトキ亦同シ

職務上前項ノ秘密ヲ知得シタル他ノ公務員又ハ公務員タリシ者其ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキ罰前項ニ同シ